

分析結果報告書

試料名:	竹野
採取場所:	防災センター 1-1 (中村)
試料の種類:	浄水
採取日:	令和8年6月16日
採取時刻:	09:30
分析項目:	下記9項目
分析日:	令和8年6月16日 ~ 令和8年6月25日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	24.0 ℃ ; 水温: 25.0 ℃
遊離残留塩素:	0.6 mg/L

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	4.0 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.56	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	2,4-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					
判 定		上記検査結果について、水質基準に適合。									

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0. 01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0. 00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0. 05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0. 003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0. 01mg/L以下	39	塩化物イオン	10. 3 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0. 0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0. 6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0. 01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0. 02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0. 01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0. 06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0. 2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0. 01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0. 03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0. 00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0. 02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0. 1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0. 00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0. 04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0. 01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0. 02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0. 01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0. 1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0. 005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0. 03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0. 7 mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0. 8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0. 03mg/L以下	48	pH値	7. 45	5. 8以上8. 6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1. 0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0. 09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0. 002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0. 08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0. 05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1. 0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びびス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0. 04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0. 2mg/L以下	52	濁度	0. 1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0. 02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0. 3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0. 01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1. 0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――			―――	―――			―――							
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	10.2 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000003 mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000004 mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.43	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。									

分析結果報告書

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	10.7 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.43	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――					
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

試料名:	畑川 上豊田系
採取場所:	防災センター 5-2 (上豊田)
試料の種類:	浄水
採取日:	令和8年6月16日
採取時刻:	09:53
分析項目:	下記9項目
分析日:	令和8年6月16日 ~ 令和8年6月25日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	24.0 ℃ ; 水温: 24.0 ℃
遊離残留塩素:	0.4 mg/L

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	10.8 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.36	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

三ノ丁
スル
ヤ
心
ゲ

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値		
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下						
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下						
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	10.6 mg/L	200mg/L以下						
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下						
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下						
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下						
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下						
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下						
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下						
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.40	5.8以上8.6以下						
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと						
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと						
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること						
16	3,5-1,2-ジクロロエチレン及び3,5-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること						
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――							
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」									
―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――										
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書

項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値		
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下															
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	―― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下															
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	10.4 mg/L	200mg/L以下															
4	水銀及びその化合物	―― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下															
5	セレン及びその化合物	―― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下															
6	鉛及びその化合物	―― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下															
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000004 mg/L	0.00001mg/L以下															
8	六価クロム化合物	―― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000007 mg/L	0.00001mg/L以下															
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下															
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下															
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.44	5.8以上8.6以下															
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと															
14	四塩化炭素	―― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと															
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること															
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	―― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること															
17	ジクロロメタン	―― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	-	――	――																
18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」																		
――			――	――			――																			
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																									

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	10.6 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.35	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

日本メンテナス株式会社
大阪市北區 7番14号

試験責任者 戸上 聡

試料名:	尾長野		
採取場所:	白土集出荷所		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和8年6月16日		
採取時刻:	10:34		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和8年6月16日 ~ 令和8年6月25日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	26.0	℃ ; 水	温 : 22.0
遊離残留塩素:	1.0	mg/L	

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	5.2 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.15	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	2,4-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――			―――	―――			―――							
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書

試料名:	瑞穂中央
採取場所:	京丹波町役場旧瑞穂支所
試料の種類:	浄水
採取日:	令和8年6月16日
採取時刻:	11:35
分析項目:	下記11項目
分析日:	令和8年6月16日 ~ 令和8年6月25日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	24.0 ℃ ; 水温: 23.0 ℃
遊離残留塩素:	0.6 mg/L

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	12.1 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000003 mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000003 mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.49	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――		―――		―――		―――								
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書

日本メンテナス株式会社
大阪市内北区 7番14号

試験責任者 戸上 聡

試料名:	八田		
採取場所:	八田公民館		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和8年6月16日		
採取時刻:	11:25		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和8年6月16日 ~ 令和8年6月25日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	22.0 ℃	; 水	温: 20.0 ℃
遊離残留塩素:	0.7 mg/L		

項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値		
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下						
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下						
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.7 mg/L	200mg/L以下						
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下						
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下						
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下						
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下						
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下						
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下						
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.50	5.8以上8.6以下						
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと						
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと						
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること						
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること						
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――							
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」									
―――			―――	―――			―――										

判

定

上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書

項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値		
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下						
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下						
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	10.3 mg/L	200mg/L以下						
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下						
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下						
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下						
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下						
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下						
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下						
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.47	5.8以上8.6以下						
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと						
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと						
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること						
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること						
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――							
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」									
―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――											

判定

上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書

試料名:	東又
採取場所:	鎌谷奥公民館
試料の種類:	浄水
採取日:	令和8年6月16日
採取時刻:	11:05
分析項目:	下記9項目
分析日:	令和8年6月16日 ~ 令和8年6月25日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	26.0 ℃ ; 水温: 24.0 ℃
遊離残留塩素:	1.2 mg/L

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19 トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37 ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20 PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38 マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21 ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39 塩化物イオン	4.5 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22 塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41 蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24 クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42 陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25 ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43 ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26 ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44 2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27 臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45 非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28 総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46 フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29 トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30 ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48 pH値	6.46	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31 ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49 味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32 ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50 臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33 亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51 色度	1 度 未満	5度以下であること
16	β-1,2-ジクロロエチレン及びβ-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34 アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35 鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36 銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
	―――	―――		―――	―――				

判定 上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	5.7 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.63	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					

判定 上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書

A red square seal impression, likely the official seal of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) of Japan, located at the bottom right of the page.

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	5.3 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.55	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――								
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。													

[illegible]

分析結果報告書



項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.4 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.84	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	ジエ-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。									

分析結果報告書

試料名:	三ノ宮 戸津川系
採取場所:	戸津川公民館
試料の種類:	浄水
採取日:	令和8年6月16日
採取時刻:	09:55
分析項目:	下記9項目
分析日:	令和8年6月16日 ~ 令和8年6月25日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	22.0 ℃ ; 水温: 24.0 ℃
遊離残留塩素:	0.1 mg/L

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.7 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.82	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.5 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	8.10	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	3,4-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――		―――		―――		―――								
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	5.3 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.60	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	2,4-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	9.8 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.55	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	2,4-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。									

分析結果報告書

日本スウェーデン
ナスウェーデン
スウェーデン
スウェーデン

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	4.8 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.37	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	1,1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。									

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19 トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37 ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	20 PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38 マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21 ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39 塩化物イオン	10.2 mg/L	200mg/L以下
4 水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22 塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5 セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41 蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6 鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24 クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42 陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25 ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43 ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8 六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26 ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44 2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27 臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45 非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28 総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46 フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29 トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30 ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48 pH値	7.63	5.8以上8.6以下
13 ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31 ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49 味	異常なし	異常でないこと
14 四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32 ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50 臭気	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33 亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51 色度	1 度 未満	5度以下であること
16 1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34 アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17 ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35 鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	―――	―――	―――
18 テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36 銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
―――	―――		―――	―――				

判定 上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書

A red square seal impression, likely the official seal of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) of Japan, located at the bottom right of the page.

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	5.9 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.42	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	2,4-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――	―――	―――	―――	―――	―――									
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書

日本メンテック株式会社
大阪市北区心1丁目7番14号

試験責任者 戸上 聡

試料名:	和知中央 市場系		
採取場所:	中山公民館		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和8年6月16日		
採取時刻:	10:28		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和8年6月16日 ~ 令和8年6月25日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	25.0 ℃	; 水	温: 20.0 ℃
遊離残留塩素:	0.2 mg/L		

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.3 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.72	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,3,4-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――			―――	―――			―――							
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書

項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値		
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下															
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下															
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.3 mg/L	200mg/L以下															
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下															
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下															
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下															
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下															
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下															
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下															
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下															
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.71	5.8以上8.6以下															
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと															
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと															
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること															
16	3,4,5-トリクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること															
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――																
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」																		
―――			―――	―――			―――																			
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																									

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	5.7 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.69	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――	―――	―――	―――	―――	―――						

判定

上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値																																																																																																																																																																																															
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下	2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下	3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	7.1 mg/L	200mg/L以下	4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下	5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下	6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下	7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下	8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下	9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下	12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.71	5.8以上8.6以下	13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと	14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと	15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること	16	3,4-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること	17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――		18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――			―――			―――			―――			―――			―――			―――			―――			―――																																																																																																																																																																																															

判定

上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書

日津沙丁

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	7.1 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.78	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。									